



発行 新潟県

第78号

令和4年10月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1033 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 1034 寄附金の指定納付受託者の指定（地域政策課）
- 1035 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告について（資源循環推進課）
- 1036 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 1037 保安林の指定予定（治山課）
- 1038 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1039 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1040 道路の区域変更（道路管理課）
- 1041 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1042 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1043 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1044 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1045 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1046 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1047 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

企業局管理規程

- 9 新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1033号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。
 令和4年10月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
 東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階
 株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
 インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

◎新潟県告示第1034号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定した。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都千代田区紀尾井町1-3

Pay Pay株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」に係る寄附金歳入

3 指定期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

◎新潟県告示第1035号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべき保管事業者を確知することができないので、法第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 講ずべき措置の内容

(1) 新潟県十日町市本町四丁目2番において保管されている高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であるコンデンサー1台（以下「本件廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業許可を有する者（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者」という。）に対し処分の委託を行うこと。

(2) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の運搬を委託する場合には、必要に応じて本件廃棄物からのポリ塩化ビフェニルの漏えいを防止する措置を講じた上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に従い、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

(3) (1)の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業者への委託に当たり、本件廃棄物の処分の方法の検討のために詳細な性状の把握が必要となる場合には、処分の委託に先立って詳細な性状の分析を行うこと。

2 措置の期限

令和4年11月4日

3 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4 問合せ先

新潟県環境局資源循環推進課（新潟市中央区新光町4番地1）

電話 025-280-5161

◎新潟県告示第1036号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
燕市米納津15599	田	196

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年2月	5年	9,755 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和4年10月28日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第1037号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年10月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市岩崎字坪根18の1（次の図に示す部分に限る。）、字先ノ入19から21まで、30から32まで、字ミノ八23

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年10月14日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就 任

理事 南魚沼郡湯沢町大字土樽4982番地

南雲 敬一

			(理事長)
〃	〃	304番地1	南雲 清治
〃	〃	926番地	釵持 浩幸
〃	〃	4985番地2	並木 庄平
〃	〃	1760番地	腰越 厚義
〃	〃	2402番地2	南雲 悟
〃	〃	2511番地	小野塚 一良
監事	〃	5804番地	富沢 悦夫
〃	〃	3585番地2	高橋 一巳
〃	〃	163番地2	南雲 政市
〃	〃	5084番地	角谷 正喜

就任年月日 令和4年9月7日

2 退任

理事	南魚沼郡湯沢町大字土樽4982番地	南雲 敬一
		(理事長)
〃	〃	304番地1
〃	〃	4985番地2
〃	〃	926番地
〃	〃	1760番地
〃	〃	2263番地
〃	〃	2791番地
監事	〃	3585番地2
〃	〃	163番地2
〃	〃	5804番地

退任年月日 令和4年9月6日

◎新潟県告示第1039号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県管区画整理(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和4年10月17日から令和4年11月14日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	山本	換地計画書の写し	小千谷市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1040号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小脇丁41番1から	新	5.9～32.6メートル	363.0メートル
同市小脇丁2050番1まで	旧	5.9～31.7メートル	367.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小脇丁41番1から	新	5.9～32.6メートル	363.0メートル
同市小脇丁2050番1まで	旧	5.9～31.7メートル	367.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第1041号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成27年2月10日新潟県告示第140号）を次のとおり解除する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
物見山 1地区	新潟市東区物見山2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
物見山 2地区	新潟市東区物見山2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1042号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年1月28日新潟県告示第98号）を次のとおり解除する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻畑1地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1043号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域(平成25年1月18日新潟県告示第64号)を次のとおり解除する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
檜乗沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1044号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成26年1月28日新潟県告示第99号)の指定を解除する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻畑1地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成25年1月18日新潟県告示第65号)の指定を解除する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
檜乗沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1046号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
物見山 1地区	新潟市東区物見山2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
物見山 2地区	新潟市東区物見山2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻畑1地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
橿乗沢地区	中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1047号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麻畑1地区	十日町市麻畑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 クスリのアオキ長岡西千手店
所在地 長岡市西千手1丁目1716番1 外
設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の自動車の出入口の位置）に関する届出
公告日 令和4年6月3日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和4年10月14日から令和4年11月14日まで

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長岡都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年10月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 公聴会の日時
令和4年11月14日（月）午後6時30分から
- 2 公聴会の開催場所
長岡市大手通2丁目6番地
まちなかキャンパス長岡 交流ルーム
- 3 事案の概要
長岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の一部（区域区分の方針）を変更する。
長岡都市計画区域区分の変更については、別紙「長岡都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課、長岡市都市整備部都市政策課、長岡市シティホールプラザアオーレ長岡東棟情報ラウンジ、長岡市越路支所産業建設課、長岡市中之島支所産業建設課及び見附市建設課において、10月26日（水）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者
長岡市、見附市の住民及び利害関係人
- 6 公述申出の方法
素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事、長岡市及び見附市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限
令和4年10月26日（水）（必着のこと。）
- 8 公述申出先
(1) 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課
電話 0258-38-2619
(2) 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト8階（〒940-0062）

長岡市都市整備部都市政策課

電話 0258-39-2225

(3) 長岡市大手通1丁目4番地10 (〒940-8501)

長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ

電話 0258-39-7510

(4) 長岡市浦715番地 (〒949-5493)

長岡市越路支所産業建設課

電話 0258-92-5904

(5) 長岡市中之島788番地 (〒954-0192)

長岡市中之島支所産業建設課

電話 0258-61-2012

(6) 見附市昭和町2丁目1番1号 (〒954-8686)

見附市建設課

電話 0258-62-1700

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

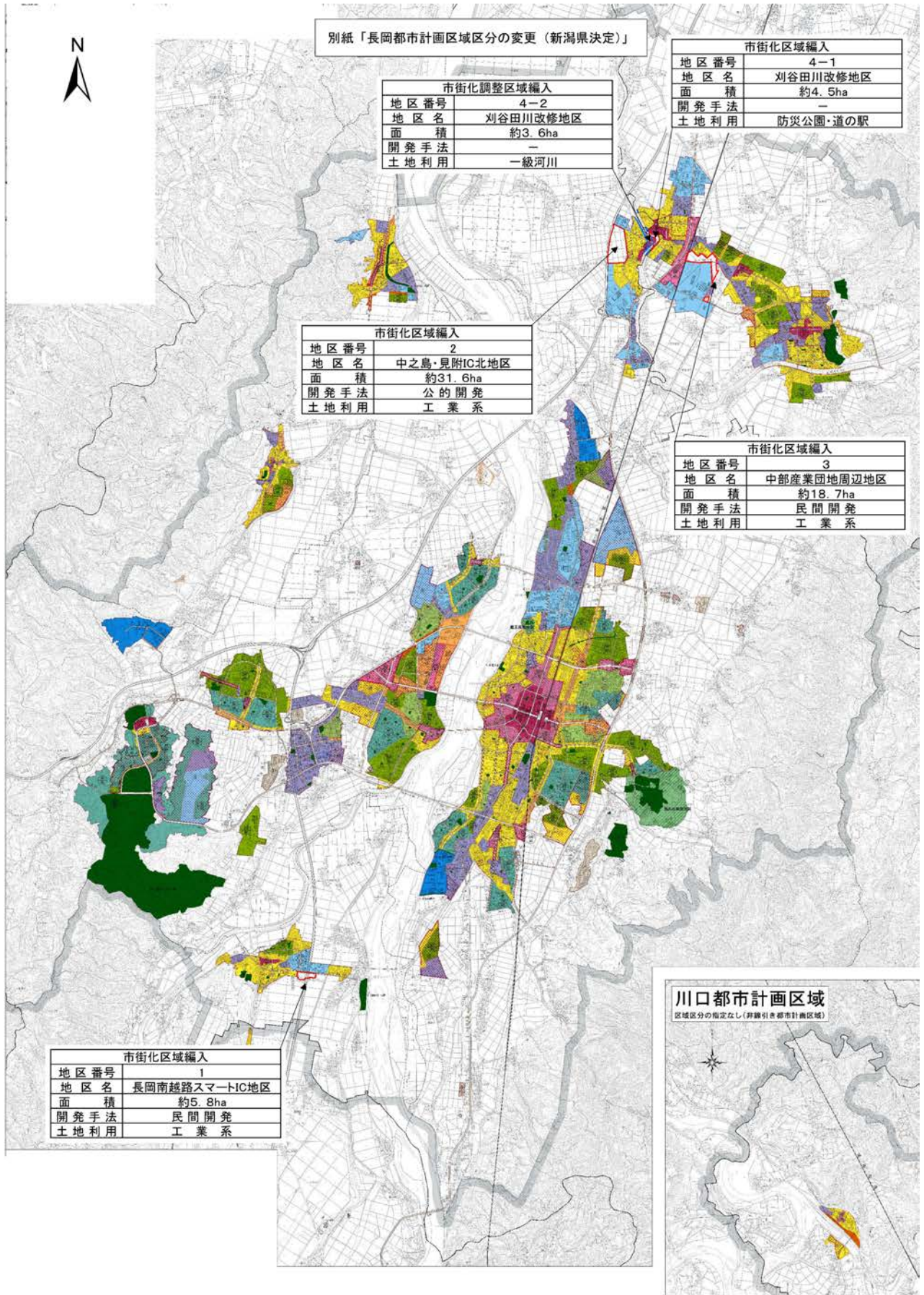
関連する長岡市決定の都市計画の決定及び変更の素案、見附市決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429



政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、令和4年7月から令和

4年9月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月14日

新潟県知事 花角 英世

- 1 落札件名及び数量
水準調査モニタリングポスト 8台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和4年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェスクホリウチ新潟支店
新潟市中央区東出来島2番14号
- 5 落札価格
26,840,000円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和4年6月28日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、白衣及び看護衣等について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年10月14日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
白衣及び看護衣等 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和5年3月10日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立病院 11病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に記載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課財務係

電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 出荷引受書の提出期限

令和4年10月24日(月)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年11月2日(水)午前10時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき出荷引受書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、看護靴について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年10月14日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

看護靴 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月10日(金)

(4) 納入場所

新潟県立病院 13病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課財務係

電話番号 025-280-5555

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年10月24日(月)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年11月2日(水)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月14日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から<u>当該出産の日以後1年</u>を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>(10)～(23) (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から<u>産後8週間</u>を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>(10)～(23) (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。